

## 福祉有償運送の概要と当市における現状について

### ■ 概要について

1	福祉有償運送とは	・・・	1
2	福祉有償運送ガイドライン	・・・	1
3	福祉有償運送の登録に関する手続きの流れ	・・・	2
4	長久手市福祉有償運送運営協議会	・・・	3
5	長久手市における福祉有償運送の概要	・・・	4

### ■ 長久手市における現状について

6	障がい者、要介護者等移動制約者の状況	・・・	5
7	公共交通機関等の状況	・・・	7
8	タクシー料金助成等の状況	・・・	8
	関連条文	・・・	8

## 1 福祉有償運送とは

「福祉有償運送」とは、道路運送法において登録のもとに認められる「自家用有償旅客運送」のひとつで、単独で公共交通機関（電車やバス、タクシーなど）を利用して移動することが困難な高齢の方や障がい者の方のために、通院、通所、レジャーなどを目的として、NPO法人などの非営利法人が行う有償の移送サービスのことです。本来、自動車を使用して有償で他人を運送する場合は、原則としてバス・タクシー事業の許可が必要とされていましたが、高齢化社会の進展や障がい者の社会参加にともなって必要性が高まったことから、平成18年（2006年）の道路運送法改正により、有償運送の一類型として制度化されました。

法令（道路運送法施行規則）では、「福祉有償運送」を以下のとおり定めています。

- (1) 特定非営利活動法人等が乗車定員11人未満の自動車を使用して行う。
- (2) 特定非営利活動法人等の会員で、身体障がい者、要介護・要支援認定者、その他肢体不自由などの障がいを持つ方で、他人の介助によらず移動することが困難であることが認められ、かつ単独でタクシーなど公共交通機関を利用することが困難である方を輸送する。

長久手市において、有償で移送サービスを行う場合は、道路運送法第79条に定める「国土交通大臣の登録」を受けることで実施することができます。

## 2 福祉有償運送ガイドライン

### <登録に必要な主な要件>

運送主体	NPO法人、一般社団法人又は一般財団法人、地方自治法に規定する認可地縁団体、農業協同組合、消費生活共同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会
運送の対象	あらかじめ登録した会員およびその付添人 会員は以下にあげる者のうち、単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者であることを要するものとする。 ①要支援または要介護認定を受けている者 ②身体障がい者手帳の交付を受けている者 ③その他、単独では公共交通機関を利用することが困難な者（人工透析患者、精神障がい者、知的障がい者など） <b>※運送の出発地または到着地のいずれかが長久手市内にある場合が対象。</b>

使用車両	<p>使用車両は乗車定員が 11 人未満の自家用自動車で、次に掲げる車両</p> <p>①車いすやストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車</p> <p>②回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車</p> <p>③セダン型自動車（貨物運送の用に供する自動車を除く）</p> <p>使用する車両は、運送主体の法人が使用権原を有する必要がある、運転者等から提供された自家用自動車を使用する場合には、当該車両の使用に関する契約について、運送主体の法人が車両提供者と書面で締結する。</p>
損害賠償保険	運送に使用する車両全てについて、対人 8,000 万円以上および対物 200 万円以上の任意保険若しくは共済に加入していることまたはその計画があること。
運転者	<p>普通第二種免許所持者、普通第一種免許所持者（過去 2 年以内において免許の停止がなく、国土交通大臣が認定する講習等を修了し、適正検査を受けられた方）。</p> <p>なお、セダン等を使用する場合は、上記要件に加えて、運転者又は同乗者が介護福祉士の登録を受けている（ヘルパー研修の修了でも可）、あるいは上記の講習を修了されている必要がある。</p>
管理運営体制	運行管理、整備管理、苦情処理、事故発生時の対応の体制を整備する。なお、車両が 5 台以上ある場合、法令で定められた人数の運行管理責任者をおく必要がある。
対 価	運送の対価は、営利に至らない範囲において設定することとし、当該地域におけるタクシーの上限運賃のおおむね 2 分の 1 の範囲内であること。

### 3 福祉有償運送の登録に関する手続きの流れ

<登録への流れ>

1. 長久手市役所へ申請書を提出
2. 長久手市福祉有償運送運営協議会で協議
  - 長久手市における福祉有償運送の必要性と事業者の安全性などを考慮して判断されます。
  - 運営協議会では、申請者から意見を聴取します。
3. 申請者へ運営協議会での協議結果通知  
（「運営協議会において協議が調ったことを証する書類」を申請者に交付）

4. (申請書類に修正事項があれば、修正などの後) 運輸局へ登録申請
  5. 登録された、もしくは拒否された旨、運輸局から申請者へ通知
  6. 登録の有効期間は2年  
期間終了時に更新手続きが必要(更新登録の有効期間は3年)
- 更新、変更(軽微なものを除く)する時には改めて運営協議会での合意が必要となります。

## 4 長久手市福祉有償運送運営協議会

長久手市におけるNPO法人等による福祉有償運送の必要性や、旅客から収受する対価その他福祉有償運送の適正な運営を確保するために必要な事項の協議を行うため、本市では平成24年12月に「長久手市福祉有償運送運営協議会設置要綱」を定めました。

### 【開催状況】

日時：平成25年2月19日(木) 14:00~15:40(長久手市役所北庁舎 第5会議室)

内容：・委員委嘱し、会長：松本幸正委員、副会長：加藤康彦委員 を選出・指名  
・福祉有償運送の概要について情報共有し、長久手市における福祉有償運送の必要性について合意を得て、市内2事業所(特定非営利活動法人百千鳥・特定非営利活動法人NPOかわせみ)の登録を承認した。

委員任期：平成25年2月19日から平成27年2月18日まで

登録の有効期間：平成25年5月8日から平成27年5月7日まで(百千鳥)

平成25年5月30日から平成27年5月29日まで(かわせみ)

### 【今回の会議の趣旨】

- 上記2事業所のうち、NPOかわせみが、社会福祉法人むそう(本部：半田市)に合併されたことにより、長久手市内での有償運送の実施には、協議会に諮り承認を得て中部運輸局に変更申請する必要性が生じた。
- 今回、委員の任期満了時期が近づき、登録の有効期間中に、事業所の更新申請について協議会に諮る必要性が生じた。
- 委員から、長久手市の福祉有償運送の実施を前に、先進事例等の助言等を伺いたい。

## 5 長久手市における福祉有償運送の概要

### 【現況】

- 人口は、平成26年3月31日現在53,173人である。65歳以上の人口は7,903人、高齢化率14.9%であり、1年前と比較すると384人増加している。
- 障がい者数（身体、知的、精神）は、平成26年3月31日現在1,469人であり、1年前と比較すると66人増加している。
- 現在、長久手市には、他人の介助によらずに移動できない移動制約者は、約2,800人（重複有）と見込まれる。
- 長久手市が平成23年度に策定した第6次高齢者福祉計画及び第5期介護保険事業計画、第3期障害福祉計画をにおいても、要支援・要介護者認定者や障がい者に対する地域における移動手段の確保など、外出しやすい環境づくりが課題として挙げられている。
- 現在、長久手市におけるボランティア等による輸送は、市の把握している範囲では、実施されておらず、前回の協議会後に登録した2事業所も実績はあげられなかった。



### ＜社会福祉法人むそう（旧：特定非営利活動法人NPOかわせみ）＞

事業所名等の変更により、事業所の登記や自動車登録等、各種変更手続きに時間を要した。また、知多（半田ほか合同）では協議会の承認を得ているが、長久手市では協議会の承認を得ていない（特定非営利活動法人NPOかわせみとしては承認されたが、合併されたことにより別事業所扱いとなる）ため、長久手市内での有償運送は実施できなかった。

→ やむなく無償運送を実施。

### ＜特定非営利活動法人百千鳥＞

登録したドライバーが障害サービス担当と兼任していたことにより、有償運送に専任できず、その後もドライバー確保に苦慮し、結果的に実施できなかった。

## 6 障がい者、要介護者など移動制約者の状況

### ●長久手市の人口等

(単位：人)

年 度		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
住 基 人 口		47,984	48,688	49,721	51,639	53,173
高齢者 (65歳以上)	人数	6,516	6,689	7,028	7,519	7,903
	構成比	13.58%	13.74%	14.13%	14.56%	14.86%

(各年度3月31日現在)

### ●長久手市の要介護者、障がい者等

(単位：人)

年 度		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
住 基 人 口		47,984	48,688	49,721	51,639	53,173
身体障がい者	人数	900	948	1,004	1,022	1,042
	構成比	1.88%	1.95%	2.02%	1.98%	1.96%
知的障がい者	人数	148	150	155	165	177
	構成比	0.31%	0.31%	0.31%	0.32%	0.33%
精神障がい者	人数	169	184	195	216	250
	構成比	0.35%	0.38%	0.39%	0.42%	0.47%
介護保険認定者 (要支援・要介護)	人数	851	877	943	1,011	1,102
	構成比	1.77%	1.80%	1.90%	1.96%	2.07%
難病認定患者	人数	—	—	50	270	275
	構成比	—	—	0.10%	0.52%	0.52%

(各年度3月31日現在)

※「身体障がい者」…身体障害者手帳所持者、「知的障がい者」…療育手帳所持者、「精神障がい者」…精神障害者保健福祉手帳所持者。

※「介護保険認定者」…介護保険制度において要支援または要介護の認定を受けた者。

### 長久手市における移動制約者数

(A) + (B) + (C) + (D) + (E) … 2,846人(重複有)

●移動制約者の内訳（平成26年3月31日現在）

(1) 身体障がい者(児)数 (単位:人)

	合計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
総数(A)	1,042	317	131	222	256	66	50
視覚障がい	58	23	11	3	4	11	6
聴覚・平衡機能障がい	67	5	19	5	15	0	23
音声・言語・そしゃく機能障がい	5	0	1	2	2		
肢体不自由	569	99	94	140	160	55	21
内部障がい	343	190	6	72	75		

(2) 知的障がい者(児)数 (単位:人)

	合計	重度	中度	軽度
総数(B)	177	76	39	62
18歳以上	104	48	26	30
18歳未満	73	28	13	32

(3) 精神障がい者(児)数 (単位:人)

	合計	1級	2級	3級
総数(C)	250	20	162	68
18歳以上	240	19	160	61
18歳未満	10	1	2	7

(4) 介護認定者数 (単位:人)

	合計	要支援		要介護				
		1	2	1	2	3	4	5
総数(D)	1,102	162	124	265	183	135	129	104
65歳以上	1,068	160	118	259	175	130	127	98
65歳未満	34	2	6	6	8	5	2	6

(5) 難病患者数 (単位:人)

	合計
総数(E)	275

## 7 公共交通機関等の状況(平成 25 年度実績)

### (1) タクシー

事業所名	車両台数 (現在)		輸送回数、輸送人員等 (平成 25 年度実績)	備考
	福祉車両	セダン型		
カナレタクシー	1 台	17 台	輸送回数 104,125 回 輸送人員 133,591 人 走行距離 892,870 km 実車距離 370,305 km (全車両計)	
あんしんネット あいち	5 台	18 台	輸送回数 16,497 回 輸送人員 23,820 人 走行距離 186,891 km 実車距離 63,553 km (全車両計)	

### (2) バス

区 分		路 線	走行距離 (km)	輸送人員 (人)
路線バス (名鉄)		10	—	—
N-バス	中央循環線	2	84,211	70,410
	福祉の家線	1	14,934	23,383
	西部線	1	21,863	15,051
	南部線	2	50,045	30,656
	藤が丘線	1	20,607	41,580
	東部線	1	20,894	5,346
	三ヶ峯線	1	60,919	29,362
	計	9	273,483	215,788

### (3) リニモ (東部丘陵線)

※平成 23 年度実績

		合計	藤が丘	はなみ ずき通	杵ヶ池 公園	長久手 古戦場	芸大通	公園西	愛・地球 博記念 公園	陶磁器 資料館 ・八草
乗降者数 (千人)	発	6,772	2,815	414	548	557	316	212	816	1,094
	着	6,772	2,795	399	535	547	319	218	835	1,123



## 8 タクシー料金助成等の状況

### (1) 障害者タクシー料金助成（長久手市役所福祉課）

- ①対象：身体障害者手帳 1～3 級（3 級は下肢・体幹に限る）、療育手帳 A・B 判定、精神障害者手帳 1、2 級の人
- ②内容：タクシーを利用する場合の（上限 610 円）及び迎車料金（利用の場合 200 円）を助成。（年間 52 回分のチケットを交付）
- ③実績：平成 24 年度 3,370,990 円（5,154 枚） 330 人に交付  
平成 25 年度 3,300,450 円（5,134 枚） 346 人に交付

### (2) 市営バス「N-バス」の無料乗車（長久手市役所安心安全課）

- ①対象：身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者本人及びその付添人 1 人、中学生以下の小人、就学児童に同伴保護者、妊婦など
- ②利用：降車時に身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を乗務員に提示することで乗車料金（100 円）が無料。
- ③実績：平成 25 年度 173,709 人（全体利用者 215,788 人の 80.5%）

### (3) リニモの運賃割引（愛知高速鉄道株）

- ①対象：身体障がい者、知的障がい者
- ②内容：身体障がい者及び知的障がい者の方で、旅客鉄道会社運賃割引の欄で第一種の認定を受けている方が、介護者と同伴の場合に限り、本人と介護者お二人とも運賃を割引（割引率 50%）。

### (4) タクシー料金割引（全都道府県）

- ①対象：身体障がい者、知的障がい者
- ②内容：迎車料金等を除く規定料金の 10%を割引

### (5) 有料道路通行料の割引（全都道府県）

- ①対象：身体障がい者、知的障がい者
- ②内容：身体に障害のある人が自ら運転する場合又は第 1 種身体障害者若しくは第 1 種知的障害者が乗車し、その移動のために介護者が運転して有料道路を利用する場合に通行料金を割引（割引率 50%）。

## 関連条文

### 【道路運送法】

（有償運送）

第七十八条 自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

- 一 災害のため緊急を要するとき。

二 市町村（特別区を含む。以下この号において同じ。）、[特定非営利活動促進法](#)（平成十年法律第七号）[第二条第二項](#)に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により一の市町村の区域内の住民の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。

三 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

（登録）

**第七十九条** 自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

### 【道路運送法施行規則】

（自家用有償旅客運送）＊ 抜粋

**第四十九条** [法第七十八条第二号](#)の国土交通省令で定める旅客の運送は、次に掲げるものとする。

三 特定非営利活動法人等が乗車定員十一人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー（[タクシー業務適正化特別措置法](#)（昭和四十五年法律第七十五号）[第二条第一項](#)に規定するタクシーをいう。）その他の公共交通機関を利用することが困難な者であつて第五十一条の二十五の名簿に記載されている者及びその付添人の運送（以下「福祉有償運送」という。）

イ [身体障害者福祉法](#)（昭和二十四年法律第二百八十三号）[第四条](#)に規定する身体障害者

ロ [介護保険法](#)（平成九年法律第百二十三号）[第十九条第一項](#)に規定する要介護認定を受けている者

ハ [介護保険法第十九条第二項](#)に規定する要支援認定を受けている者

ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者